ご夫婦を同時に保障する団体定期保険

日本税理士共済会のおしどり保障

ー中途募集のご案内-

申込締切日

2025年3月31日(月)必着

- ●用慰金(死亡保険金)·高度障害保険金税理士本人 最高 2,000万円保障配偶者 最高 1.000万円保障
- ●税理士とその配偶者のみが加入できる"ご夫婦の生命保障"
- ●保険期間は半年間(2025年6月1日~2025年11月30日) 毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます。
- 「配分金」(配当金) 払戻し
 - 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配分金としてお支払いします。 ※配分金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動します ので、将来のお支払いをお約束するものではありません。
 - ※中途加入の場合、半年分の負担金に対する配分金を払戻しします。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向 (ニーズ) に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ご確認事項

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。 「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に 記載されているこの保険商品の保障内容、負担金、保険期間、保険金額等について申込者さま全員(配 偶者含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の 抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。 金融庁の 公的保険ポータルは こちら



■申込方法 同封の「おしどり保障中途加入申込書兼告知書」に必要事項をご記入・押印のうえ、返信用封筒にて日本税理士共済会宛にお送りください。

■申込提出先 日本税理士共済会

■責任開始期 2025年6月1日

新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要になります。(詳細は「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。)

お申し込み/お問い合わせは

にちぜいきょうさい 日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5F

制度の内容と取扱い

● 新規にご加入いただける方

本 人:日本税理士共済会会則第5条(*1)に規定する税理士で、健康で正常に業務に従事されている2024年12月1日現在、 満18歳以上65歳6ケ月以下(昭和34年6月2日以降生まれ)の方。

配偶者:上記の配偶者で、健康に日常生活を営んでいる 2024 年12月1日現在、80歳6ヶ月以下 (昭和19年6月2日以降生まれ) の方。

- ※本制度は、ご夫婦でご加入いただく制度です。本人のみ、配偶者のみでの加入はできません。
- ※配偶者の加入は被保険者となることへの同意が前提となります。

● 責任開始期 (加入日)・保険期間

- ・責任開始期 (加入日) は 2025 年6月1日です。
- ・保険期間は2025年6月1日から2025年11月30日までの半年間です。以後、2025年12月1日から1年ごとに更新します。 (以降は、特にお申し出のない限り、更新時80歳6ヶ月以下まで毎年自動的に更新します。また、ご加入後にお体を悪くされても、 更新直前の保険金額と同額以下かつ年齢による制限以下で更新できます)

● 脱退

- ・80歳6ケ月を超えた方は保険期間満了の日をもって脱退となります。ただし、配偶者の方が先に80歳6ケ月を超えた場合は、税理士本人は「本人」の負担金のみで継続することができます。(税理士本人が先に80歳6ケ月を超えた場合は配偶者も同時脱退となります)
- ・日本税理士共済会会則第7条(*2)により共済会会員資格を喪失した方は脱退となります。(配偶者も同時脱退となります)
- ・税理士本人が本制度から脱退 (死亡・高度障害を含む) した場合は、配偶者も同時脱退となります。 (配偶者が死亡・高度障害となった場合、税理士本人は本人の負担金のみで継続することができます。なお、配偶者が死亡の場合 は、弔慰金受取人を再指定いただきます)
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

日本税理士共済会 会則より抜粋 -

(会員)

- *1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している 次の者をいう。
 - 1. 税理士
 - 2. 税理士の配偶者及び使用人等並びに税理士法人の使用人
 - 3. 日本税理士会連合会、各税理士会、税理士関連団体、及び その使用人

第5条の2(省略)

(資格の喪失)

- *2 第7条 会員又は準会員は、次の各号のいずれかに該当し、 加入する全ての制度から脱退した場合にその資格を 喪失し、所定の給付を受けるほかは何らの権利を有 しない。
 - 1. 死亡したとき
 - 2. 第5条又は第5条の2に規定する者でなくなったとき
 - 3. 所定の負担金又は掛金を各制度に定める期間を超えて 滞納したとき
 - 4. 本会に退会の届出をしたとき

● 弔慰金 (死亡保険金)・高度障害保険金受取人

- ・税理士本人が亡くなった場合は配偶者が受取人となります。
- ・配偶者が亡くなった場合は税理士本人が受取人となります。
- ・本人と配偶者が同時に亡くなった場合は、法定相続人が受取人となります。
- ・高度障害保険金の場合は被保険者が受取人となります。
- ・遺言による受取人の変更はできません。

● 配分金(配当金)

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配分金としてお支払いします。
- ※配分金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束 するものではありません。

● 税務関係

- ・お払込みいただいた保険料(負担金から制度運営費を控除した額)から配分金を控除した額が一般生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条)
- ・本人の弔慰金 (死亡保険金) は、受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。 (相続税法第3条、第12条)
- ・配偶者の弔慰金 (死亡保険金) を本人が受け取る場合、一時所得として課税対象となります。(所得税法第34条)
- ・被保険者が受け取る高度障害保険金は非課税です。(所得税法施行令第30条)
- ※2024 年9 月現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。 個別の取扱いについては、所轄の税務署・国税局へご確認ください。

● 申込方法

同封の「おしどり保障中途加入申込書兼告知書」の太枠内をご記入・押印のうえ、日本税理士共済会宛てにお送りください。 ※太枠 4 追加告知に該当する方には、申込書受付後に別紙被保険者告知書を送付いたしますので、ご記入のうえご返送ください。

● 払込方法

- 負担金は年2回 (11月・5月のそれぞれ23日、金融機関休業日の場合は翌営業日)、ご指定の金融機関口座からの自動振替払いとなります。中途加入の自動振替開始は2025年5月23日(金)です。申込書受付後に「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付いたしますので、ご記入・押印のうえご返送ください。
- 中途加入者には5月の振替前に「口座振替のお知らせ」を送付いたします。(以降は年1回、毎年11月にご案内します)
- 払い込まれた負担金はお返しできません。

● 中途加入のスケジュール

2025年/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
募集開始 —	申 込 期 間	→ 31		※ 23 (以降 (以降			保険	期間		
	+ K2 #7 F	→ 31日(月) 申込締切日		(以降は年1回 毎年11月に送付)「口座振替のお知らせ」を発送※中旬 中途加入者に	1日(日)中途加入日		上旬を被保険者証の発送			

保障内容と負担金

● 弔慰金 (死亡保険金) の種類

税理士本人:2,000万円、1,500万円、1,000万円、500万円(4種類)

配 偶 者: 1,000万円、800万円、700万円、600万円、500万円、400万円、300万円、200万円、100万円(9種類)

- 2,000万円の方が更新時に70歳6ケ月を超えたときは上限1,500万円になります。
- 1,500万円の方が更新時に75歳6ケ月を超えたときは上限1,000万円になります。
- 更新時に 65歳6ヶ月を超えた方 (税理士本人) は、弔慰金 (死亡保険金) の増額ができません。
- 配偶者は年齢による種類の制限はありませんが、税理士本人と同額またはそれ以下とします。

● 支払事由

弔慰金(死亡保険金):保険期間中に死亡した場合に、弔慰金(死亡保険金)をお支払いします。

高度障害保険金: 責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

『所定の高度障害状態』とは次の状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※保険金が支払われない場合があります。詳しくは「その他のご案内」をご参照ください。

● 負担金

負担金は半年払 (年2回払い)です。

税理士本人の負担金と配偶者の負担金の合計が1回の負担金額となります。

1回の負担金額は税理士本人の負担金と配偶者の負担金の合計額です

● 負担金表 半年払(年2回払い)

[A表 税理士本人]

(単位:円)

2,000万円

18,360

14,360

21,420

19,180

26,480

21,900

34,820

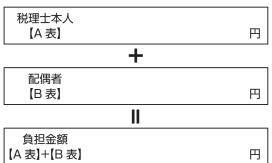
28,000

47,420 35,300 65,280 42,820 96,100 54,460 139,020 70,940

		(A	衣 祝理工本人」						
	税理士本人			弔慰金 (死亡保険金					
保険年齢	生年月日	性別	500 万円	1,000万円	1,500 万円				
18~ 35歳	平成元 年 6月2日~	男	4,590	9,180	13,770				
	平成18年12月1日	女	3,590	7,180	10,770				
36~ 40歳	昭和59年6月2日~	男	5,355	10,710	16,065				
	平成元 年6月1日	女	4,795	9,590	14,385				
41 ~	昭和54年6月2日~	男	6,620	13,240	19,860				
45歳	昭和59年6月1日	女	5,475	10,950	16,425				
46 ~	昭和49年6月2日~	男	8,705	17,410	26,115				
50歳	昭和54年6月1日	女	7,000	14,000	21,000				
51 ~	昭和44年6月2日~	男	11,855	23,710	35,565				
55歳	昭和49年6月1日	女	8,825	17,650	26,475				
56 ~	昭和39年6月2日~	男	16,320	32,640	48,960				
60歳	昭和44年6月1日	女	10,705	21,410	32,115				
61~	昭和34年6月2日~	男	24,025	48,050	72,075				
65歳	昭和39年6月1日	女	13,615	27,230	40,845				
66~	昭和29年6月2日~	男	34,755	69,510	104,265				
70歳	昭和34年6月1日	女	17,735	35,470	53,205				
71歳	昭和28年6月2日~	男	44,930	89,860	134,790				
/ 1 际人	昭和29年6月1日	女	22,935	45,870	68,805				
72 歳	昭和27年6月2日~	男	49,515	99,030	148,545				
7 亿	昭和28年6月1日	女	25,345	50,690	76,035				
73 歳	昭和26年6月2日~	男	54,835	109,670	164,505				
7 Just,	昭和27年6月1日	女	28,170	56,340	84,510				
74 歳	昭和25年6月2日~	男	61,010	122,020	183,030				
/ 4 成	昭和26年6月1日	女	31,285	62,570	93,855				
75 歳	昭和24年6月2日~	男	68,300	136,600	204,900				
2 0 1000	昭和25年6月1日	女	34,665	69,330	103,995				
76 歳	昭和23年6月2日~	男	76,885	153,770					
	昭和24年6月1日	女	38,490	76,980					
77 歳	昭和22年6月2日~	男	87,030	174,060					
	昭和23年6月1日	女	42,960	85,920					
78 歳	昭和21年6月2日~	男	98,995	197,990					
	昭和22年6月1日	女	48,365	96,730					
79 歳	昭和20年6月2日~	男	112,810	225,620					
- 7350	昭和21年6月1日	女	54,895	109,790					
80 歳	昭和19年6月2日~	男	128,425	256,850					
00 成	昭和20年6月1日	女	62,715	125,430					

- ※この負担金は、加入時の金額で、継続の時は、 更新時の保険年齢層に変わります。
- ※税理士本人の新規加入は65歳までです。 (赤枠内の数字は継続の場合です。)
- ※税理士本人の弔慰金 (死亡保険金) 500万円、 1,000万円 は80歳、1,500万円 は75歳、 2,000万円は70歳まで継続更新することが できます。ただし、66歳以上の方は、弔慰金 (死亡保険金) の増額はできません。
- ※保険年齢とは、2024年12月1日現在を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヶ月を超えるものは切り上げ、6ヶ月以下のものは切り捨てます。
- ※3~4ページの負担金には弔慰金(死亡保険金)100万円あたり360円の制度運営費が含まれています。

負担金の算出方法



(B表 配偶者)

(単位:円)

配偶者			市慰金(死亡保険金)								
保険年齢	生年月日	性別	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	1,000万円
18~	平成元 年 6月2日~	男	918	1,836	2,754	3,672	4,590	5,508	6,426	7,344	9,180
35歳 平成	平成18年12月1日	女	718	1,436	2,154	2,872	3,590	4,308	5,026	5,744	7,180
	昭和59年6月2日~ 平成元 年6月1日	男	1,071	2,142	3,213	4,284	5,355	6,426	7,497	8,568	10,710
		女	959	1,918	2,877	3,836	4,795	5,754	6,713	7,672	9,590
	昭和54年6月2日~	男	1,324	2,648	3,972	5,296	6,620	7,944	9,268	10,592	13,240
	昭和59年6月1日	女	1,095	2,190	3,285	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	10,950
46~	昭和49年6月2日~	男	1,741	3,482	5,223	6,964	8,705	10,446	12,187	13,928	17,410
50歳	昭和54年6月1日	女	1,400	2,800	4,200	5,600	7,000	8,400	9,800	11,200	14,000
51~	昭和44年6月2日~	男	2,371	4,742	7,113	9,484	11,855	14,226	16,597	18,968	23,710
55歳	昭和49年6月1日	女	1,765	3,530	5,295	7,060	8,825	10,590	12,355	14,120	17,650
56~	昭和39年6月2日~	男	3,264	6,528	9,792	13,056	16,320	19,584	22,848	26,112	32,640
60歳	昭和44年6月1日	女	2,141	4,282	6,423	8,564	10,705	12,846	14,987	17,128	21,410
61~	昭和34年6月2日~	男	4,805	9,610	14,415	19,220	24,025	28,830	33,635	38,440	48,050
65歳	昭和39年6月1日	女	2,723	5,446	8,169	10,892	13,615	16,338	19,061	21,784	27,230
66~	昭和29年6月2日~	男	6,951	13,902	20,853	27,804	34,755	41,706	48,657	55,608	69,510
70歳	昭和34年6月1日	女	3,547	7,094	10,641	14,188	17,735	21,282	24,829	28,376	35,470
71歳	昭和28年6月2日~	男	8,986	17,972	26,958	35,944	44,930	53,916	62,902	71,888	89,860
7 1 /示义	昭和29年6月1日	女	4,587	9,174	13,761	18,348	22,935	27,522	32,109	36,696	45,870
72 歳	昭和27年6月2日~	男	9,903	19,806	29,709	39,612	49,515	59,418	69,321	79,224	99,030
7 年 府及	昭和28年6月1日	女	5,069	10,138	15,207	20,276	25,345	30,414	35,483	40,552	50,690
73 歳	昭和26年6月2日~	男	10,967	21,934	32,901	43,868	54,835	65,802	76,769	87,736	109,670
I J lisk,	昭和27年6月1日	女	5,634	11,268	16,902	22,536	28,170	33,804	39,438	45,072	56,340
74 歳	昭和25年6月2日~	男	12,202	24,404	36,606	48,808	61,010	73,212	85,414	97,616	122,020
7 不 成	昭和26年6月1日	女	6,257	12,514	18,771	25,028	31,285	37,542	43,799	50,056	62,570
75 歳	昭和24年6月2日~	男	13,660	27,320	40,980	54,640	68,300	81,960	95,620	109,280	136,600
I J MX,	昭和25年6月1日	女	6,933	13,866	20,799	27,732	34,665	41,598	48,531	55,464	69,330
76歳	昭和23年6月2日~	男	15,377	30,754	46,131	61,508	76,885	92,262	107,639	123,016	153,770
70 咸	昭和24年6月1日	女	7,698	15,396	23,094	30,792	38,490	46,188	53,886	61,584	76,980
	昭和22年6月2日~ 昭和23年6月1日	男	17,406	34,812	52,218	69,624	87,030	104,436	121,842	139,248	174,060
		女	8,592	17,184	25,776	34,368	42,960	51,552	60,144	68,736	85,920
	昭和21年6月2日~ 昭和22年6月1日	男	19,799	39,598	59,397	79,196	98,995	118,794	138,593	158,392	197,990
		女	9,673	19,346	29,019	38,692	48,365	58,038	67,711	77,384	96,730
	昭和20年6月2日~	男	22,562	45,124	67,686	90,248	112,810	135,372	157,934	180,496	225,620
アンは、	昭和21年6月1日	女	10,979	21,958	32,937	43,916	54,895	65,874	76,853	87,832	109,790
ያበ ቱ	昭和19年6月2日~	男	25,685	51,370	77,055	102,740	128,425	154,110	179,795	205,480	256,850
	昭和20年6月1日	女	12,543	25,086	37,629	50,172	62,715	75,258	87,801	100,344	125,430

特に重要なお知らせ(契約概要) 団体定期保険

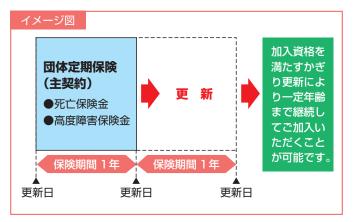
- ●この『特に重要なお知らせ(契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者を含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ●契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずで参照ください。また、6・7ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」についてもで確認ください。

1. 商品名称

団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間 1 年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※保障内容、負担金、加入資格等の制度内容は当パンフレットをご 参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットより選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です(中途加入の場合は、次の更新日の前日までです)。
- ・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットをご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料 期間中は保障が継続されます。

4. 保険金をお支払いする主な事由

【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合		
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因と して、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれ かに該当した場合		

5. 負担金について

負担金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、 更新日から適用します。

負担金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配分金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配分金としてお支払いします。

配分金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受生命保 険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約 束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

[保険契約者連絡先]

日本税理士共済会 外線 03-5740-0321

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会 社連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

9. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行いますが、引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

[事務幹事会社]

大樹生命保険株式会社

本店:〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ(注意喚起情報) 団体定期保険

- ●この『特に重要なお知らせ(注意喚起情報)』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者を含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ●各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、5 ページの「特に重要なお知らせ(契約概要)」 についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことがらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。 告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管 してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知して ください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者が加入される場合には、その配偶者にも内容を周知いただきますようお願いいたします。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しいただい ても告知したことになりません。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険 金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた負担金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた負担金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

- ・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社が ご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入(増額)日」 から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数等) を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できま せん。)
- ・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 保険金をお支払いできない主な事由について

保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

- *加入(増額)日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
- *保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によるとき
- *戦争その他の変乱によるとき
- *告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- *保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
- *保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- *高度障害保険金については、原因となる傷害・疾病が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません(下図を参照ください)



5. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820 ホームページアドレス: https://www.seihohogo.jp/

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した 保険金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

○保険金のお支払いに関するお手続きについて

- ・保険金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
- ・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお 支払いできない場合については、当パンフレットにも記載しており ますので、併せてご確認ください。
- ・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先] 日本税理士共済会 外線 03-5740-0321

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社 連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス; https://www.seiho.or.jp/)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として 1 ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

その他のご案内

● 弔慰金 (死亡保険金)・高度障害保険金をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除等となり、弔慰金(死亡保険金)・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

- (1) 被保険者が加入(増額)日以降1年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときまたは高度障害状態にさせたとき
- (3) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態となったとき (注)
- (4) 被保険者が故意に高度障害状態になったとき
- (5) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (6) 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
- (7) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
- (8) 保険契約者・被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (注)該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

● この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/)

● 個人情報の取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会(保険契約者)は申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社(大樹生命保険株式会社(事務幹事会社)および共同取扱会社)へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、日本税理士共済会および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があり、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微 (センシティブ) 情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当制度は日本税理士共済会が生命保険会社と締結する団体定期保険契約により運営されます。

当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営いたします。ご不明な点は下記担当者までお尋ねください。

【問 合 せ 先】 日本税理士共済会 事務局 TEL 03-5740-0321

(引受割合)

【引受保険会社】 大樹生命保険株式会社 45.0% 〔事務幹事〕

太陽生命保険株式会社 36.9% 明治安田生命保険相互会社 18.1%

*上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。

*引受保険会社および引受割合は2024年10月1日現在のものであり、今後変更することがあります。

【保険会社窓口】 大樹生命保険株式会社 公共・広域法人営業部 TEL 03-6831-8840